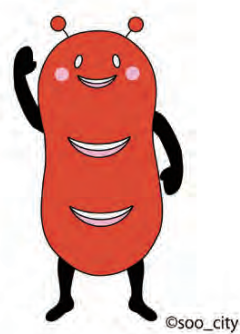




家庭ごみの分別と出し方

(令和2年3月現在)



曾於市では『燃やせるごみ』『燃やせないごみ』『資源ごみ』の分別収集を行っています。
市指定のごみ袋は、市内のスーパー、コンビニ、薬局、商店などで販売しています。

ごみ出し基本ルール

- ごみは収集日の朝8時までに、市指定のごみ袋に名前を書いて出してください。
- ごみの収集場所は各自治会が管理しています。○収集は家庭ごみのみで、産業廃棄物は収集できません。
- 日曜日、8月15日(盆)、12月31日～1月3日はごみの収集はありません。

収集日	ごみの種類	ごみの分別と出し方	ごみを分別するときの注意事項
週2回 曜日 曜日	燃やせるごみ 黄色のごみ袋	 生ごみや調理くず、残飯や卵の殻、※水をしっかり切って 紙くず、紙おむつ、紙皿、紙コップ、はがきなど 割り箸、かまぼこ板、えんぴつ、小さな剪定木、草、芝、落ち葉など 全ての衣類、下着類、靴(安全靴は除く)やサンダル、シャツなど	衣類の分別方法が変更されています！ 全ての衣類は燃やせるごみです。 ◎分別確認のため極力新聞などに包まずに出しましょう。 ◎生ごみは、水をよく切って下さい。 ◎紙おむつは、汚物を取り除く。
月 第 曜日	燃やせないごみ 赤色のごみ袋	 湯飲み陶器、ガラス食器、花瓶、ゴムホース、バッグ、時計、おもちゃ、鏡 炊飯器、タッパー、ストロー、プラスチック製スプーン、傘、使い捨てライター、クリアファイル、ハンガー	袋に入らないものは粗大ごみです。 ◎ゴム類・ガラス類・陶器類・小型電化製品等が対象(テレビ、冷凍・冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、室外機、パソコンを除く) ◎スプレー缶・簡易ガスボンベ等は、必ずガス抜きを要する。 ◎ガラスや陶器のかけらは、紙に包んでごみ袋に入れる。 ◎農業用廃ビニールは適正処理推進協議会が回収します。 詳しくは、農林振興課までお問い合わせください。
月 週 第 曜日	資源 透明のごみ袋 (プラスチック・ビニール類)	 ◎ボトル類 食用油・ソース・しょうゆ・液体洗剤など ◎キャップ・ふた類 ボトル容器やチューブのキャップ・ふた類、ペットボトルのふたなど ◎カップ・パック類 インスタント麺のカップ、玉子・豆腐・カレー等の容器 ◎チューブ類 歯磨き粉・練りわさび・ケチャップなどの容器(金属製品は除く) ◎その他(緩衝材など) 緩衝材、発泡スチロールなど ◎袋・ラベル・ラップ類 スーパー等の袋、お菓子・スナック菓子などの袋類、食品を包装してあるラップなど ◎トレイ類 容器、肉・魚等のトレイなど(紙製を除く)	◎ボトル・チューブ類等は、キャップとラベルを外し、容器内部を洗う。 ◎トレイ・カップ類の容器等は洗う。 ◎紙製のラベルは取れるときは取る。 ◎レジ袋等に入れずに単体で資源ごみ袋に入れる。 ◎ペットボトルは入れない。
月 第 曜日	資源 アルミ缶 スチール缶 ペットボトル	 アルミ缶・スチール缶、ペットボトル	◎アルミ缶・スチール缶は、内部を水ですすぐ。 ◎アルミ缶とスチール缶を同じ資源ごみ袋に入れる。 ◎ペットボトルは、キャップとラベルを取り、内部を水ですすぐ。
月 週 第 曜日	資源 紙類	 ◎新聞紙 ◎チラシ ◎本・雑誌 ◎段ボール ◎紙パック	◎種類ごとに紙ひもでしばる。雨の日は、資源ごみ袋に入れる。 ◎留め金、油紙、カーボン紙、防水加工紙、写真等は取り除く。 ◎牛乳パック等は、よく洗い乾燥させて、開く。
月 週 第 曜日	資源 茶色びん 透明びん その他びん 蛍光灯 乾電池類	 ◎茶色びん ◎透明びん ◎その他のびん ◎蛍光灯・乾電池類	◎びん類は種類ごとに収集所のコンテナに入れる。キャップ・リング・栓は取り除く。※紙のラベルは、はがさなくてよい。プラスチック類のラベルは、はがす。 ◎一升びん・ビールびんも色別に分け、収集所のコンテナに入れる。 ◎割れていない蛍光灯のみ(割れている蛍光灯は燃やせないごみ袋に入れる。) ※バッテリーは、販売店等に処分依頼してください。
月 週 第 曜日	資源 食用廃油(てんぷら油)	◎収集所の指定された容器に移す。◎食用油に限る。◎不純物は取り除く。◎工業用廃油等は出せません。	

家電リサイクル法対象製品の廃棄について

テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷凍・冷蔵庫、エアコンを廃棄する場合は、買い換えた店舗または購入した店舗にご相談ください。
廃棄のみで、かつ購入した店舗が不明の場合は、市内に引き取ってもらえる協力店があります。
リサイクル料金及び収集運搬料金がかかります。協力店については、市のホームページでも確認できます。



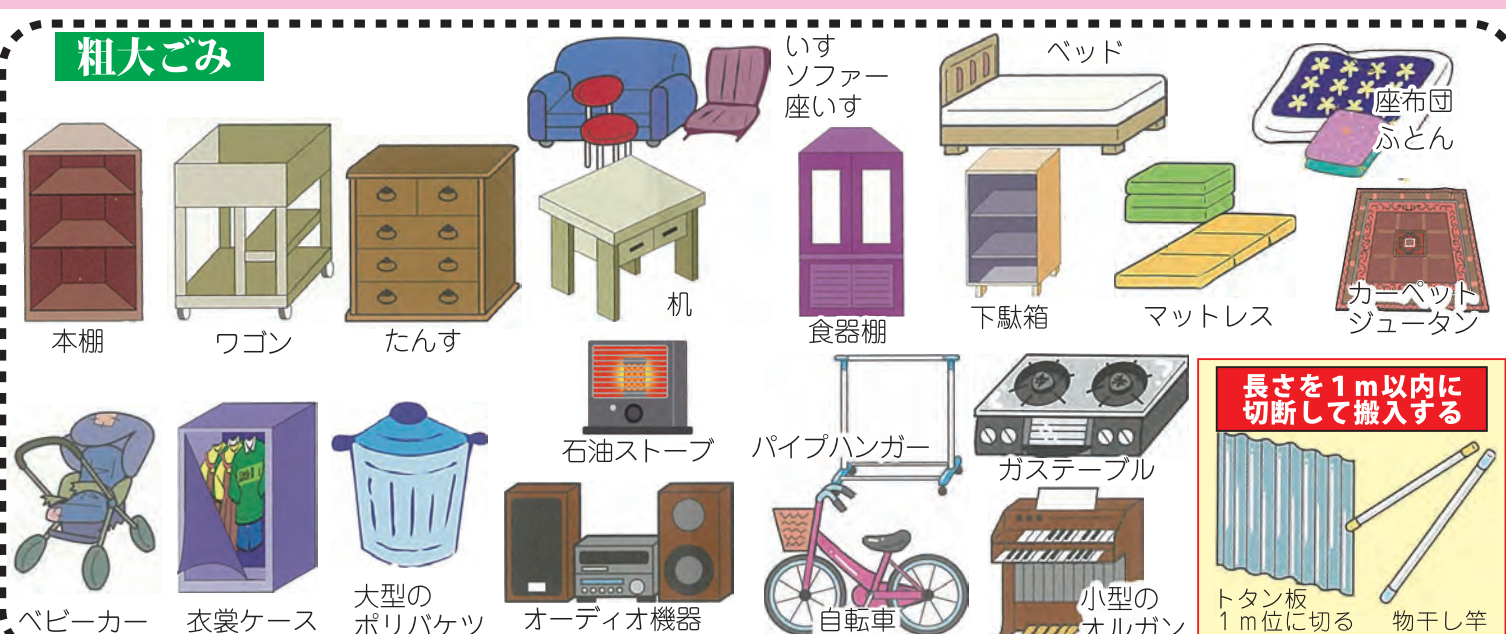
曾於市クリーンセンターへ直接搬入する場合

※年末は、ごみ搬入で大変混雑し、待ち時間が長時間になります。
この期間のごみ搬入を避けて、早めの搬入にご協力ください。

- 搬入日 月曜日～土曜日
午前8時30分～午後4時30分
- 特別搬入日 毎月第3日曜日
午前9時00分～午後4時00分
- 休業日 日曜日、国民の祝日・休日、振替休日
1月1～3日、8月15日(盆)、12月31日

◎曾於市外の方は搬入できません。◎本人確認のため運転免許証など、身分を証明できるものを提示していただくことがあります。

◆搬入できる『ごみ』の種類は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ(分別方法は上記表及びごみ分別の手引き【冊子】のとおり)、粗大ごみです。
※『トタン』や『物干し竿』など長さ1m以上あるものは、1m以内に切断して搬入してください。※剪定木は直径10cm、長さ1m以内に切断してください。1日につき軽トラック1台までです。



下記は、市では処理できないので、購入した販売店や専門業者に依頼してください。



自動車、農業用廃ビニール、ドラム缶、建築廃材、土砂、ブロック、瓦、レンガ、スレート、劇物及びその容器、産業廃棄物、竹・大木や事業所からの草木類等

- 曾於市役所 市民課 環境係
- 本庁 0986-76-8805
- 大隅支所 099-482-5923
- 財部支所 0986-72-0934
- 曾於市クリーンセンター 0986-76-6766

手数料 1回当たり50kgを超えた時は、超過分について1kg当たり5円の処理手数料がかかります。処理手数料は、その場で、現金で納入ください。

発行元 曾於市・曾於市衛生自治会